

# 令和元年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率の算定方法等について

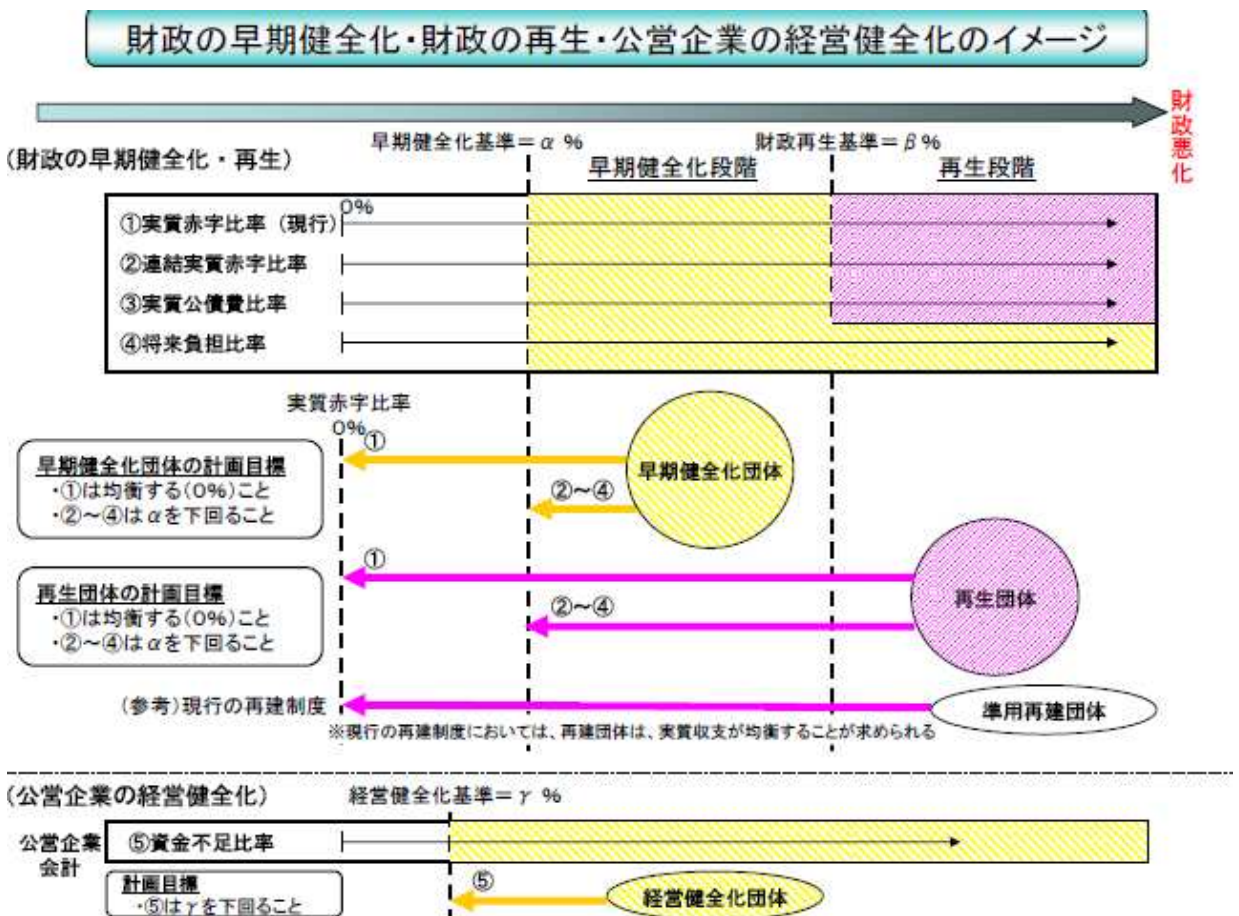
静岡県 熱海市

## 経過と概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、これを議会に報告し、住民の皆様に公表することを義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが一つでも早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画又は経営健全化計画を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません（下記イメージ図参照）。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されています。



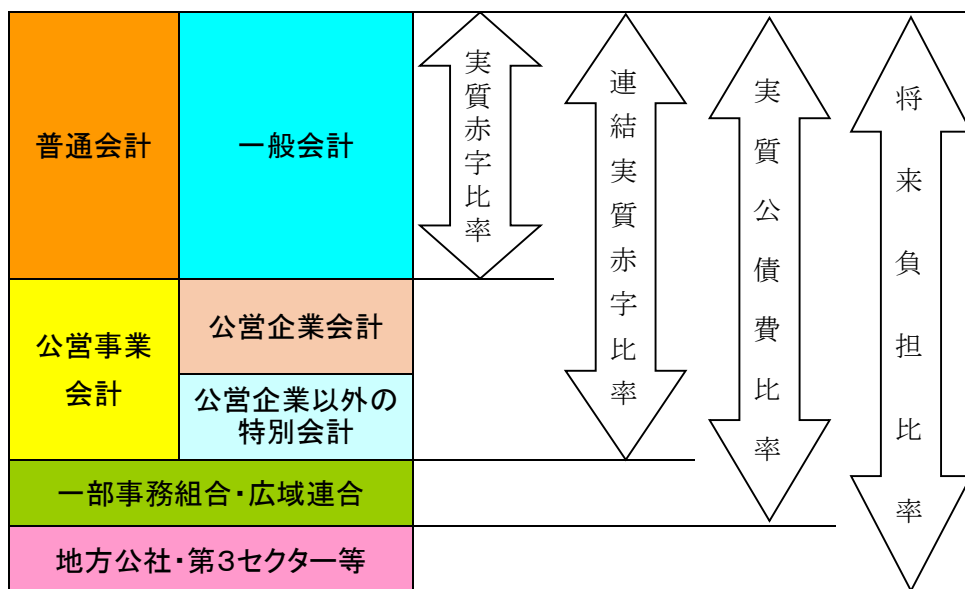
2. 健全化判断比率について

(単位:%)

指 標	令和元年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.34	20.00
連結実質赤字比率	—	18.34	30.00
実質公債費比率	2.9	25.0	35.0
将来負担比率	17.0	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率が黒字の場合は「—」を記載しています。

- ・各健全化判断比率の対象範囲



①実質赤字比率

※一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額：当市の令和元年度決算では一般会計の実質赤字額

○標準財政規模：人口、面積等から算定する当市の標準的な収入の規模

## ②連結実質赤字比率

※公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：(1)+(2)の合計額

(1)一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額

公営事業に係る特別会計：当市の令和元年度決算では国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業、駐車場事業の4特別会計を指します。

(2)公営企業に係る特別会計の資金不足額

公営企業に係る特別会計：当市の場合は水道事業、下水道事業、温泉事業、離島初島簡易水道事業、初島漁業集落排水処理事業の5特別会計を指します。

## ③実質公債費比率

※一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

(右記の三カ年平均)

○地方債の元利償還金等：当市の場合は(1)～(4)の合計額

(1)地方債の元利償還金

(2)公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金

(3)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

(4)一時借入金の利子

○特定財源：地方債の償還に充当される特定の収入（例：公営住宅整備事業債の償還に充当する市営住宅使用料など）

○元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金等

基準財政需要額とは合理的かつ妥当な水準で行政を行なった場合の財政需要を算定したものをいいます。

④将来負担比率

※一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

○将来負担額：当市の場合は(1)～(6)の合計額

- (1)一般会計等の令和元年度末地方債現在高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- (4)退職手当支給見込額
- (5)設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- (6)連結実質赤字額

○充当可能基金：(1)～(4)に充てることができる基金

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金等

3. 資金不足比率について

※各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標 (単位：%)

会計区分		令和元年度決算	
		資金不足比率	経営健全化基準
法適	水道事業特別会計	—	各会計20%
	下水道事業特別会計	—	
	温泉事業特別会計	—	
法非適	離島初島簡易水道事業特別会計	—	
	初島漁業集落排水処理事業特別会計	—	

※資金不足額がない場合の比率は、「—」を記載しています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額